

## 指定共同生活援助サービス利用契約

### 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

あなたに対する共同生活援助サービス提供開始にあたり、社会福祉法に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

### 1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人チハヤ会
所在地	群馬県みどり市笠懸町鹿3609番地
電話番号	0277-76-2335
代表者氏名	理事長 田村 尚道
設立年月	昭和41年3月8日

### 2. 利用施設

事業所の種類	指定共同生活援助
事業所の名称	わたぼうしホーム
事業所の所在地	群馬県みどり市笠懸町鹿3610番地
連絡先	電話番号 0277-76-2335 (本部) ファックス 0277-76-9423
管理者	石戸 悦史
サービス管理責任者	石戸 悦史
サービスの実施地域	(特に定めません)
主たる対象者	知的障害者
定員	10名
開設年月日	平成21年4月1日
事業所番号	1021200124

### 3. サービスの目的・運営方針

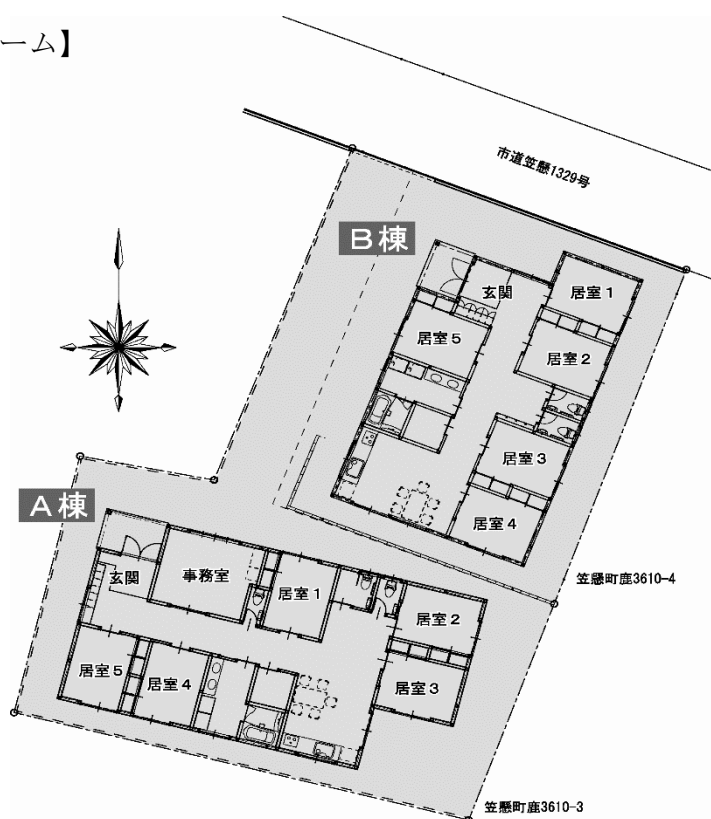
目的	利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄または食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな共同生活援助サービスの提供。

#### 4. サービスに係る施設・設備等の概要

##### (1) 施設

わたぼうしホーム ムA・B	所在地	みどり市笠懸町鹿3610-3、3610-4
	構造	木造平屋建て 2棟
	敷地面積	536㎡
	延べ床面積	A棟141.32㎡ B棟119.06㎡

【わたぼうしホーム】



## (2) 主な設備

設備の種類		部屋数	備 考
A棟	居 室	5	各室9.93㎡(6畳・全個室)、エアコン・物入れ
	食堂・厨房	1	システムキッチン(IH調理器仕様)・冷蔵庫・炊飯器・電子レンジ・食器戸棚・食堂テーブル・イス・テレビ・インターホン・エアコン・テレビ
	脱衣・洗面所	1	2人用洗面カウンター・洗濯機
	浴 室	1	ユニットバス・シャワー・手すり
	便 所	2	洋便器・ウォシュレット・手洗い・手すり
	事務室	1	相談室を兼ねる
	玄 関		下駄箱・公衆電話
B棟	居 室	5	各室9.93㎡(6畳・全個室)、エアコン・物入れ
	食堂・厨房	1	システムキッチン(IH調理器仕様)・冷蔵庫・炊飯器・電子レンジ・食器戸棚・食堂テーブル・イス・テレビ・インターホン・エアコン・テレビ
	脱衣・洗面所	1	2人用洗面カウンター・洗濯機
	浴 室	1	ユニットバス
	便 所	2	手すり・ウォシュレット
	玄 関		下駄箱

当事業所では、指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

## 5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			0.1	
サービス管理責任者	1		1			0.2	
世話人	6			4	2	1.5	
生活支援員	3	1		1	1	1.6	

当事業所では、指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

### (ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
世話人	別紙勤務表により勤務します。
生活支援員	別紙勤務表により勤務します。

夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しております

緊急時連絡先（ホーム内各所に掲示しております）

はーとふるチハヤ 0277-76-2335

石戸自宅 0277-76-4331

大矢自宅 0277-76-1195

【夜間の場合】管理者・サービス管理責任者の携帯電話 080-7076-7642

## 6. サービス提供の内容

### (1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	・利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食 事	・世話人が栄養と各人の嗜好を考えて、バラエティーに富んだ献立を工夫し、提供します。（食材料費及び食事に係る水道光熱費は対象外サービスです。）
排 泄	・排泄に関する援助を行います。
入 浴	・入浴に関する援助を行います。
着替え・整容等	・身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。 ・利用者の好みにより、希望があれば付き添って購入します。 ・季節による衣替え、整理、整頓。
活動支援	・地域行事への参加促進。 ・地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てます。
健康管理	・常時は、世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。また、緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。（付き添い料がかかる場合があります。）
入院等に関する支援	・職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行います。但し、入院時支援加算の算定内とします。

### (2) 訓練等給付費対象外サービス内容

	サービスの内容	金 額
家賃	わたぼうしホームA・B	月20,000円
食材料費	共通	月21,000円
光熱水費/共益費	わたぼうしホームA・B	月14,000円

日常生活上必要となる諸経費	日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用。 ○日用品    ○保健衛生品    ○教養娯楽費	実費
健康診断等	一般検診・成人病検診・インフルエンザ予防接種等	実費

### <サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

#### 7. 利用料金

(1) 訓練等給付費によるサービスを提供した際は、事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

#### (2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

#### (3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）（2）の料金はサービス利用月末に締め、翌月20日までに請求します。請求月の27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(ア) 当事業所窓口での現金支払い

(イ) 下記指定口座への振込み

群馬銀行 笠懸支店    普通預金    0436325

(ウ) 金融機関口座からの口座振替

ほとんどの金融機関がご利用いただけます。

#### 8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

## 9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

## 10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

### (1) 要望・苦情等申立先

当事業所 苦情相談担当窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 支援員 石戸淳子</li> <li>・ご利用時間 8:30 ~ 17:30</li> <li>・電話番号 0277-76-4331</li> <li>・FAX 0277-76-4331</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。</p>
チハヤ会第三者委員	久保塚義之 電話番号 0277-76-4111 市社会福祉協議会職員
	岩崎 満 電話番号 0277-76-2015 元保護司
	大澤はるみ 電話番号 0277-76-7711 元民生員
みどり市社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地 群馬県みどり市笠懸町鹿2952</li> <li>・電話番号 0277-76-0975</li> </ul>
群馬県運営適正化委員会 (群馬県社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地 群馬県前橋市新前橋町13-12</li> <li>・電話番号 027-255-6669</li> <li>・FAX 027-255-6173</li> </ul>
前橋市障害福祉課 (基幹型相談支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地 前橋市朝日町3丁目36-17</li> <li>・電話番号 027-220-5714</li> <li>・FAX 027-223-8856</li> </ul>
伊勢崎市 (基幹型相談支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地 伊勢崎市西田町71番地(障害者センター内)</li> <li>・電話番号 0270-75-5771</li> <li>・FAX 0270-75-5688</li> </ul>

桐生市 (基幹型相談支援室)	・所在地 桐生市織姫町1番1号 桐生市役所 ・電話番号 0277-46-1111 ・F A X 0277-43-0294
安中保健福祉事務所	・所在地 安中市高別当336-8 ・電話番号 027-381-0345 ・F A X 027-382-6366
富岡保健福祉事務所	・所在地 富岡市田島343-1 ・電話番号 0274-62-1541 ・F A X 0274-64-2397
太田市 障害福祉課	・所在地 太田市浜町2-35 ・電話番号 0276-47-1828 ・F A X 0276-47-1845

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 管理者 石戸悦史 ・ご利用時間 8:30 ~ 17:30 ・電話番号 0277-76-2335 F A X 0277-76-9423
------------------	--

(3) 第三者による評価の実施状況

第三者による評価	1 あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	1あり 2なし
	2 なし		

1 1. 協力医療機関

(1) 内科・精神科

医療機関の名称	医療法人岸会 岸病院		
医 院 長 名	高木 正勝		
所 在 地	群馬県桐生市相生町2-277		
電 話 番 号	0277-54-8949		
診 療 科	内科・精神科	入 院 設 備	有

(2) 歯科

医療機関の名称			
医 院 長 名			
所 在 地			
電 話 番 号			
診 療 科		入 院 設 備	

上記の他、各専門医に協力依頼しております。



## 1 2. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備 〔わたぼうしホーム A・B〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スプリンクラー 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・消火器 有</li> <li>・カーテン等は防災性能のあるものを使用しています。</li> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・非常通報装置 有</li> </ul>
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
消防計画	消防署への届出日：(消防所に確認し備え置き) 防火管理者：石戸悦史
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：株) エヌシーアイ (日本知的障害者福祉協会) 加入保険内容：知的障害施設総合賠償保険

## 1 3. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	共同生活住居の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全室禁煙です。※喫煙は屋外の決められた場所をお願いします。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては、希望により世話人及びバックアップ事業所にて管理を致します。
ペットの飼育	犬猫等のペットの飼育を希望する場合は、管理者の許可を得て、他の利用者の迷惑にならないようにしてください。
火災予防	火災予防のため、居室内では、エアコン・電気ゴタツ・ホットカーペット以外の暖房器具は使用しないでください。また、電気製品等は適正に使用するなど、火災予防に努めてください。

## 1 4. 夜間支援体制

夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しております

緊急時連絡先 (ホーム内各所に掲示しております)

はくとふるちはや 0277-76-2335

石戸 (管理者) 自宅 0277-76-4331

大矢 (理事) 自宅 0277-76-1195

【夜間の場合】 管理者携帯電話 080-7076-7642

## 15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）及び「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

### ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 石戸 悦史
-------------	-----------

### ② 成年後見制度の利用を支援します。

### ③ 苦情解決体制を整備しています。

### ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 16. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者及び家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ul>
②個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者等の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</li> <li>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</li> </ul>

## 17. 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 080-7076-7642（対応可能時間 24 時間）

## 18. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 19. 事業継続計画について

事業継続計画（BCP）の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して共同生活援助支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施していきます。

## 20. 衛生管理について

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行います。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めていきます。

## その他

当事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり実施しています。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上

## 21. 利用料金

### (1) 自立支援給付費対象サービスの利用料金・各種加算（別紙にて）

- ※ 1 単位は、10 円。
- ※ 別紙：該当する項目の利用日数に応じたサービス料金の 1 割が利用者負担額になりますが、利用者世帯の収入状況に応じて市町村長が定めた利用者負担上限月額が各月の上限になります。

(2) 自立支援給付費対象外のサービス利用料金

項 目	金 額
昼食弁当代	実 費
イベント参加費	実 費
その他個別の嗜好による生活品等	実 費

(3) 利用者の選択により提供するサービス利用料金

項 目	金 額
コピー料金	白黒 10 円/枚 カラー 30 円/枚
その他のサービス	実 費

当事業所は、サービスの提供にあたり重要事項について文書を交付し、説明しました。

令和 年 月 日

事業所名 社会福祉法人チハヤ会・わたぼうしホーム

説明者職名 管理者 石 戸 悦 史

私は、本書面に基づいて本重要事項の交付・説明を受け、同意しました。

利 用 者

住 所 みどり市笠懸町鹿 3610 (わたぼうしホーム)

氏 名

後見人・親権者

住 所

氏 名

続 柄

◇利用料金（令和6年）

【別紙】

○共同生活援助サービス費（Ⅰ）（6：1の場合）1日につき

- (1) 区分6 600 単位
- (2) 区分5 456 単位
- (3) 区分4 372 単位
- (4) 区分3 297 単位
- (5) 区分2 188 単位
- (6) 区分1以下 171 単位

○共同生活援助サービス費（Ⅱ）（体験利用）1日につき

- (1) 区分6 717 単位
- (2) 区分5 569 単位
- (3) 区分4 481 単位
- (4) 区分3 410 単位
- (5) 区分2 290 単位
- (6) 区分1以下 273 単位

○個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）

（6：1の場合）

- (1) 区分6 369 単位
- (2) 区分5 306 単位
- (3) 区分4 270 単位

退居後共同生活援助サービス費 2,000 単位

退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 2,000 単位

○人員配置加算（Ⅰ）1日につき

- (1) 12：1 区分4以上 83 単位  
区分3以下 77 単位
- (2) 30：1 区分4以上 33 単位  
区分3以下 31 単位

○夜間支援体制加算（Ⅵ）30 単位 1日につき

○重度障害者支援加算（Ⅰ）360 単位 1日につき

重度障害者支援加算（Ⅱ）180 単位 1日につき

○医療的ケア対応加算 120 単位 1日につき

○集中的支援加算（Ⅰ）1000 単位 月4回を限度として

集中的支援加算（Ⅱ）500 単位 1日につき

○自立生活支援加算（Ⅰ）6月を限度に1月に1000 単位を加算

自立生活支援加算（Ⅱ）入院中2回 退院後1回を限度として500 単位を加算

自立生活支援加算（Ⅲ）条件により40 単位～80 単位